

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	
規則	ページ
◎高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	1

規則	

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第61号

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築基準法施行細則（昭和25年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（定期調査等の調査項目等の付加）

第7条 法第12条第1項の調査及び同条第2項の点検（以下この条において「定期調査等」という。）の項目、方法及び結果の判定基準（以下この条において「調査項目等」という。）について、建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年3月国土交通省告示第282号）第2の規定に基づき規則で付加するものは、別表第2の2に定めるとおりとし、同表に定める調査項目等についての定期調査等が必要な建築物として同告示第2の規定に基づき指定する建築物は、定期調査等を要する全ての建築物とする。

2 別表第2の2に定める調査項目等の定期調査等に当たっては、同表の第1欄に掲げる調査項目について、それぞれ同表の第2欄に掲げる調査方法により同表の第3欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定しなければならない。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第2の2（第7条関係）

1 調査項目	2 調査方法	3 判定基準
（1） 建築物の内部 ア 常閉防火扉（常時閉鎖した状態にある防火扉をいい、各階の主要なものに限る。以下この表において同じ。）に係る次に掲げる事項 （ア） 閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況 （イ） 扉の取付けの状況 （ウ） 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況 （エ） 固定の状況 （オ） 人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況 イ 居室の換気に係る次に掲げる事項 （ア） 換気設備の作動の状況 （イ） 換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。 目視等又は触診により確認する。 目視等により確認する。 目視等により確認する。 目視等により確認する。 扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。 各階の主要な換気設備の作動を確認する。 目視等により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。 取付けが堅固でないこと。 変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。 常閉防火扉が開放状態に固定されていること。 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年12月建設省告示第2563号）第1の1に掲げる基準に適合しないこと。 換気設備が作動しないこと。 換気の妨げとなる物品が放置されていること。
（2） 避難施設等 ア 階段のうち特別避難階段に係る階段室又は付室の排煙設備の作動の状況 イ 排煙設備等のうち防煙壁に係る可動式防煙壁の作動の状況 ウ 排煙設備等のうち排煙設備に係る排煙設備の作動の状況 エ その他の設備等のうち非常用エレベーターに係る昇降路又は乗降	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。 各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。 各階の主要な排煙設備の作動を確認する。 各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。 可動式防煙壁が作動しないこと。 排煙設備が作動しないこと。 排煙設備が作動しないこと。

ロビーの排煙設備の作動の状況 オ その他の設備等のうち非常用の 照明装置に係る次に掲げる事項 （ア）非常用の照明装置の作動の 状況 （イ）照明の妨げとなる物品の放 置の状況	各階の主要な非常用の照 明装置の作動を確認する。 目視等により確認する。	非常用の照明装置が作 動しないこと。 照明の妨げとなる物品 が放置されていること。
--	--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。